

島原工業高校

緊急時対応マニュアル

(令和4年度改訂)

「何が危機なのかを整理してみることが重要である。

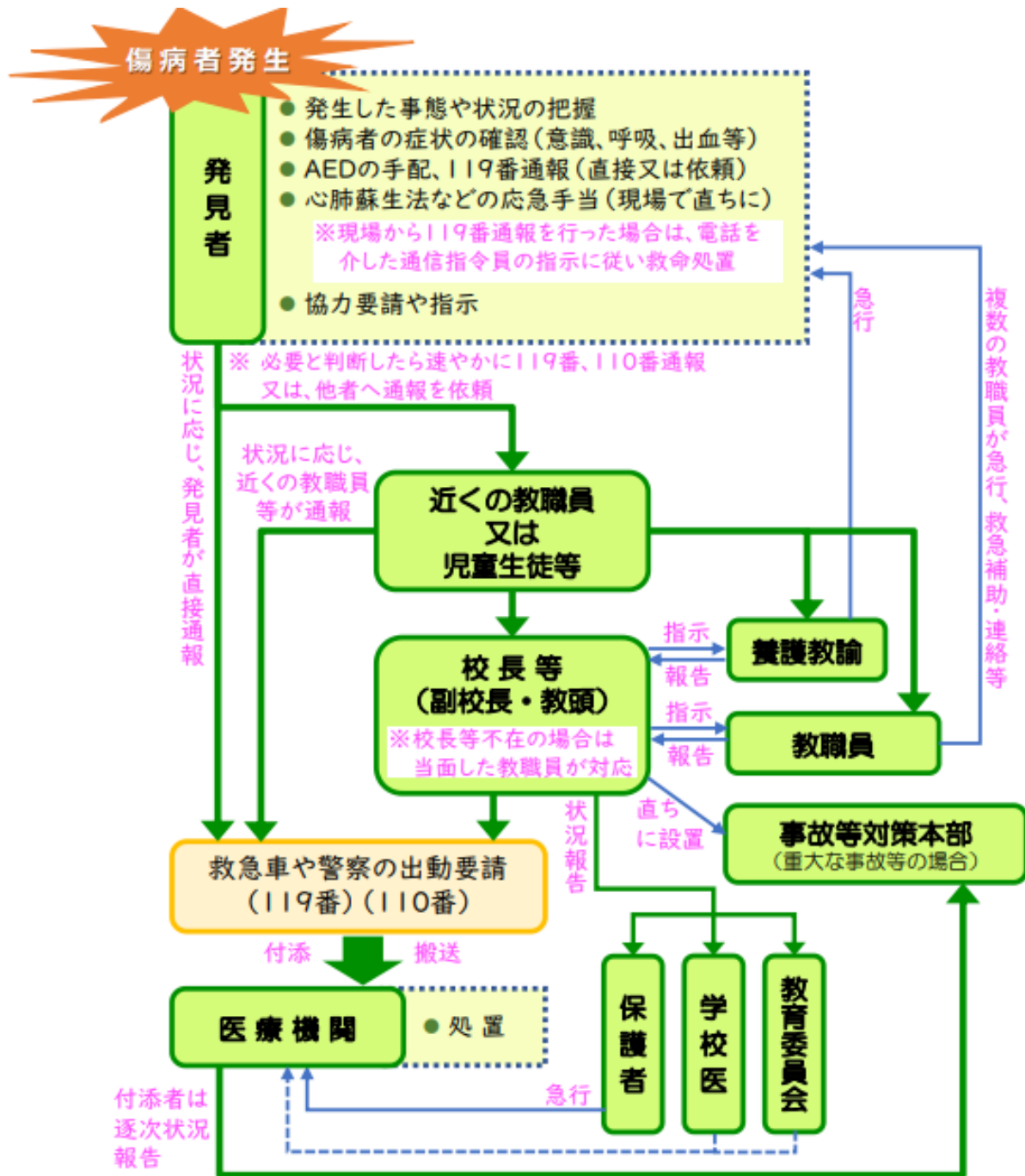
その結果、複数の事案の危機管理が同一の視点で対応できることに気づき、その根底にあるスタンスが明確になる。

マニュアルは、繰り返しの読込・訓練等により真に機能する。」

緊急連絡先

島原警察署	0957-64-0110
島原消防局	0957-62-7711
県立島原病院	0957-63-1145
高校教育課	095-894-3354
教育環境整備課	095-894-3471
児童生徒支援課	095-894-3339
島原工業高校	0957-62-2768 (事務室) 2758 (職員室)

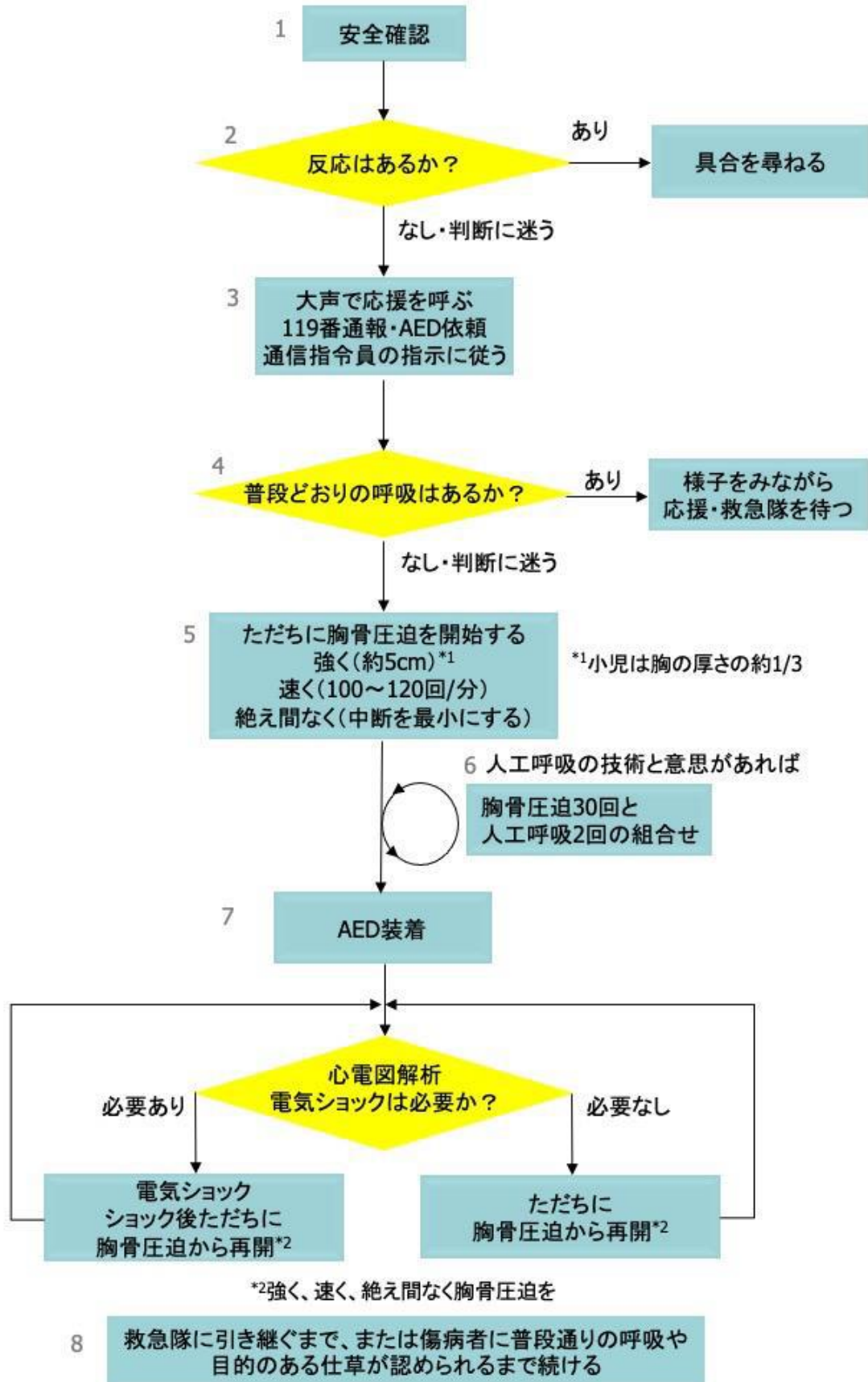
事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制



【一次救命処置を行う上での留意点】

- 意識や呼吸の有無がわからないときはない場合と同じ対応を取ること
- 突然の心停止後には「死戦期呼吸」がみられる場合があること
- 119番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと
- 新型コロナウイルスなどの感染症への対応のために配慮が必要なこと
- AEDの「小児用電極パッド」や「小児用」切替スイッチは、未就学児以下の子供が対象であるため、小学生以上は成人用を用いること

市民用BLSアルゴリズム



目次

I	危機管理の概要	…	1
II	応急処置		
	一次救命措置	…	3
	止血	…	3
	その他（脳しんとう・熱中症）	…	4
III	緊急及び重大な事件・事故発生時における安全管理対策	…	5
IV	対応事例		
	基礎的な対応の一覧表	…	10
	① 不審者が学校内に侵入し、危険行動を行った場合	…	11
	② 生徒同士の暴力により重傷を負った場合	…	12
	③ 授業中に生徒が重傷を負った場合	…	13
	④ 部活動中に生徒が重傷を負った場合	…	14
	⑤ 自殺の予告が発生した場合	…	15
	（自殺予告の電話を受けた場合の注意事項）	…	16
	⑥ 学校施設等の爆破予告や不審物が発見された場合	…	17
	⑦ 交通事故が発生した場合	…	18
	⑧ 生徒等が学校外で殺傷事件を起こした場合	…	19
	⑨ 地震が発生した場合	…	20
	⑩ 雲仙岳の噴火や眉山の崩壊が始まった場合	…	22
	⑪ Jアラートが発令した場合	…	23
	⑫ 感染症が発生した場合	…	26
	⑬ 学校が避難所になった場合	…	29
V	保護者会	…	30
VI	取材・会見	…	31
VII	参考（事件・事故、災害発生時の緊急対応マニュアル）	…	33

I 危機管理の概要

学校における危機管理とは

生徒・来校者・職員の生命、学校に対する信頼、日常の教育活動を守るために、危機を予測・回避するとともに、危機発生時には被害を最小限度にとどめ、危機の再発防止を図る取り組みをいう。

学校における危機管理の必要性

危機管理は、いつどういう時でも問題が発生しうるという意識からスタートする。

しかしながら、常に切迫した緊張感を持っていなければならない、というものでもない。

何が危機なのかを整理してみることが重要である。その結果、複数の事案の危機管理が同一の視点で対応できることに気づき、その根底にあるスタンスが明確になる。

また、突発の危機的状況においては、生徒も職員も個人的に精神的な衝撃を受け、冷静に努めようとしても、どうしても通常の判断ができなくなる。それゆえに、関係者が有効かつ効果的に動けるよう、組織化されたモデル（マニュアル）づくりが必要不可欠となる。

つくられたマニュアルは、繰り返しの読込、校内研修や危機を想定した訓練等の実施により真に機能する。

想定される危機の事例

- | | |
|-------------|--|
| (1) 学校生活・保健 | 自殺、授業・部活動・引率中の事故、登下校中の交通事故 他 |
| (2) 学校管理 | 学校施設に起因する事故、不審者対策、地震等災害、土砂災害、火山災害 溶岩ドーム崩壊災害 眉山崩壊災害 他 |
| (3) 教職員 | 情報紛失（漏洩）、出張中の交通事故 他 |

危機に対する方策の概要

- (1) 危機予測 過去の自他校の事例から危機発生の前兆等を明らかにし、危機の予測に生かす。また、生徒や社会の現状を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定しマニュアルを作成、読込・訓練を実施する。
- (2) 未然防止 日ごろの生徒の実態把握や、施設・設備の点検等により、予測される危機の未然防止に努める。また、生徒、保護者、地域の人々からの情報の収集や分析により、危機の予知・早期発見に努める。
- (3) 危機発生 最優先事項は、生徒、来校者、職員の生命や身体の安全を守るとともに、事実を確認し被害を最小限度にとどめることである。

危機発生時には、必要に応じて次のような対応を行う。

- 救急・警察への通報、教育委員会への報告
- 情報の共有と管理（一元化）、役割の確認・指示
- 教委の指示又は情報の流出状況によっては、報道への対応
- PTA役員・保護者・在校生徒への対応（連絡・集会等）
- 被害者がいれば、病院や家庭を訪問し容態等を把握
- 警察との連携により現場を保存
- 記録の整理（日時・対応状況等） 他

- (4) 再発防止 事態収拾後に対応を総括し、再発防止に向けて取り組む。

(5) 点検

教職員が関係箇所を生徒が使用するうえで危険な箇所がないかを目視等により年度末に点検する。点検後は保健主事に報告し、保健主事は記録を行い、その記録は5年間保存する。

平常時の授業や登校指導などの際には、防犯の視点、交通安全の視点、防災の視点、校内事故防止の視点で点検を行い、気づきがあればすぐに保健主事や生徒指導主事に報告する。

傷病者発生防止対策

○健康管理の方法等

・健康診断結果の活用

年度初めに養護教諭から関係クラス、学年、学科、部活動に情報提供を行い、運動制限やアレルギーなど注意すべき点について共有する。

・日常の健康観察

SHRや授業開始時、部活動開始時に生徒の表情を確認し、異変があれば本人に体調を確認する。

・体育的行事における事前、当日のチェック

事前の医師への相談ができるように保護者への案内と確認を行う。

事前練習での体調の変化、運動後の状況について、複数で監督し状況を共有する。

当日のSHRでの観察を確実にし、異変があれば本人に確認し無理をさせない。

・熱中症予防情報サイトやWBGT計により暑さ指数を確認し、活動計画を行う。

○生徒等への指導内容

・自らの体調管理、体調チェックを無理せず必ず報告を行うように指導する。

・危険箇所、危険行為、安全のために取るべき行動について、事前に必ず伝えておく。

犯罪被害防止対策

○校門及び校舎入口の管理

校舎入口は7時30分ごろに開錠し、17時ごろに施錠する。

校門は、地域の通路（赤道）になっているため、施錠は行わない。

○来校者の管理

・来校者向けに、校庭門及び正門に「来校者の方は事務室受付へお越しください」の案内を掲示する。

・来客の予定がある場合は、あらかじめ事務室に連絡する。

・事務室受付にて、来校者には来校者受付票に記入を求める。

・来校者には来校者名札を1人1つ配布し、首からかけるよう求める。

○校内の巡視

通常授業日には、午前と午後に教頭が巡回する。

○校外の巡視、巡回

登校時には、正門、通用門において、巡視当番表に基づいて観察指導を行う。

II 応急処置

応急処置は、あくまでも応急的な処置。危ない時はもちろん、大丈夫と思われる場合でも、救急車を呼び、あるいは医者にかかることが重要。

一次救命措置

- ①意識の確認 → 意識がない場合は、大声で応援を呼び、119通報、AED依頼
- ②呼吸の確認 → 呼吸がない場合は、次の措置をとる。
わからない場合は、ない場合と同じ対応を取る。

胸骨圧迫 …… 強く 早く 絶え間なく

倒れている人の胸の真ん中に手のかかと部分を重ねてのせ、肘を伸ばして自分の体重を利用しながら垂直方向に力を加える。

胸壁が4~5cm 下がる程度に圧迫し、直ちに力を抜く。

1 分間に 100~120 回のペースで繰り返す。

人工呼吸の技術があれば、胸骨圧迫 30 回と人工呼吸 2 回を繰り返す。

胸骨圧迫の際、手のかかと部分は胸骨の中央に置く。心臓は左だからと左胸を強く押すと肋骨を折ってしまう。

- ③AED の装着・電気ショックの実施

AED 装置の指示する手順に従って電気ショックを実施する。

※救急隊に引き継ぐまで胸骨圧迫と AED による電気ショックを繰り返す。

止血

- (1) 直接圧迫による止血

出血部位を、清潔で厚みがあり十分に大きいガーゼや布で押さえる。

片手での圧迫で止血できない場合は、両手あるいは体重をかけて圧迫。

- (2) 間接圧迫による止血

真っ赤な血液が脈打つように噴き出す動脈性出血が続く場合に、ガーゼや包帯等を準備する間に行う。直接圧迫を行うまでの止血となる。

- ①上腕の止血 …… 脇の下の中央を片手か両手で肩関節に向けて圧迫。

前腕の止血 …… 上腕の中央部内側を片手の親指か他の4指で上腕骨に向けて圧迫。

- ②下肢の止血 …… 股の付け根のところに拳か手の付け根をあて、体重をかけて圧迫。

- ③手の止血 …… 手首の付け根を片手で強く握り圧迫。

- ④指の止血 …… 指の両側を親指と人差指で骨に向かって圧迫。

- (3) 止血帯による止血

手や足の出血で、直接圧迫止血では止血が困難な場合に行う。

止血帯として幅の広い(3cm以上)三角巾や包帯を用いて強くしばる。

細いひもや針金などは、組織の損傷を招いたり圧迫不十分となるため用いない。

止血が不十分な場合は、止血帯の間に棒などを入れ、これを回して止血する。

30分以上止血を続ける場合は、30分に一度、緊縛をゆるめて血流を再開する。

血流の再開は1~2分。再開の間は出血部位を直接圧迫して出血量を抑える。

その他

(1) 次のような場合、とりあえずその場所から動かそうとしたり、患者をゆすったりしてはいけません。おおまかであるが、症状によって次のように処置する。

- ①顔面が紅潮している → 頭を高くする。
- ②顔面蒼白 → 頭を低くする。
- ③腹部に外傷がある → 止血し、膝を曲げ、体を起こして腹部の緊張をとる。
- ④嘔吐した → 窒息を防ぐため顔を横に向ける。

(2) 脳しんとう・頭頸部外傷

転倒や投げ技で投げられて頭部を強打したり脳が激しく揺さぶられたりすることにより、脳しんとうその他の頭頸部外傷を引き起こす場合があります。意識がない場合や意識障害がある場合はすぐに119番通報し救急車を呼ぶ。

手当ては、まず倒れた場所から決して動かさず、仰向けに寝かせ、氷を入れた袋などで頭を冷やす。また、意識を調べるため、声をかけたり、腕などをつねったりする。決してゆすらない。意識が戻っても30分以上はそのまま休ませ、病院を受診する。

特に頭部打撲の場合、その後6時間ほどは急変の可能性があることから、帰宅後の家庭での観察が必要なことにも留意します。

- ①意識障害の有無を確認 → ある場合は、大声で応援を呼び、119通報。AED準備。
開眼できない。話せない。明らかな運動麻痺。繰り返す嘔吐。けいれん など
- ②意識がない場合は、呼吸の確認 → ない場合はすぐに心肺蘇生とAEDを使用する。
- ③意識あり → 頸髄・頸椎損傷の有無の確認 → ある場合はすぐに救急車を呼ぶ。
力が入らない。異常感覚。四肢の痛みやしびれ。強い首の痛み。
- ④頸髄・頸椎損傷なし → 脳震盪症状の有無の確認 → あればすぐに受診する。
頭痛、めまい、吐き気。ふらつき。記憶喪失。など

(3) 熱中症

①熱中症を疑う症状

★めまい・失神

★四肢の筋や腹筋がつり、筋肉痛が起こる。

★全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛等が起こる。

★足がもつれる。ふらつく。転倒する。突然座り込む。立ち上がれない。等

②対応

1. 意識障害の有無を確認 → ある場合は、大声で応援を呼び、119通報。
身体冷却・・・首から下を氷水につける。水をかけ続ける。
濡れタオルを当て扇風機で冷やす。
2. 意識障害がない場合は、涼しいところへ移動し、衣服を緩める。
3. 水分を摂取させる。水分摂取ができない場合はすぐに救急車を呼ぶ。

Ⅲ 緊急及び重大な事件・事故発生時における安全管理対策

(1) 不審者侵入及び情報が入った時の対応

①部外者が学校へ立ち入った場合

- ・原則として一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する。
- ・手を伸ばしても届かないよう、相手との距離（1メートル以上）を保つ。
- ・生徒等から不審者をできるだけ遠ざける。
- ・相手に背を向けない。相手が持っている荷物等から目を離さない。
- ・別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して出入口を開放する。（避難経路の確保）
- ・警報ブザー・ホイッスルの使用、110番通報などをためらわない。
- ・目の前の状況だけで判断しない。

（すでに校内の別の場所で事件発生の可能性もある）

- ・防御は、不審者の取り押さえでなく、生徒等に近付けずに、警察の到着を待つ。

特に、不審者が校内に侵入してしまった場合には、不審者本人に気付かれないようにしつつ、校内の他の教職員に情報共有したり、生徒等に対応を指示したりすることも必要となります。

緊急放送原稿

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。
授業のない先生は、事務室へ集まってください。」

②不審者情報が入った場合

- ア 警察以外からの情報については、警察に真偽を確認するとともに、正確な情報の収集に努める。
- イ 警察、教育委員会、他の学校と連携し情報交換を行う。
- ウ 学校の出入口の監視、警察への巡回要請、保護者等地域の関係者への協力要請、通学路の安全確保を行う。
- エ 保護者へメールメイトで連絡を行い、生徒への状況説明や集団下校を実施する。
- オ 安全確保が困難な場合は、休業について教育委員会と協議する。

(2) 事件・事故発生時の対応

事件・事故等が発生した場合は、生徒等の安全確保と生命維持を最優先にして全教職員が共通理解のもと保護者や地域の方々、関係機関・団体と連携して対処することが重要である。

<大切なポイント>

- 1 生徒等の安全確保、生命維持最優先
- 2 的確な判断・指示・対応
- 3 正確な情報把握と迅速な連絡・通報

①発見・通報

- ア 被害の拡大防止に努める。

被害者（負傷者）・加害者の有無、周囲の状況等を迅速に把握し、応急措置、避難誘導、防御等により被害の拡大防止に努める。

イ 直ちに警察署、消防署へ通報する。

被害者（負傷者）が生命の危機にかかわるような緊急時には、第一発見者が携帯電話等を活用するなどして直ちに警察署、消防署へ通報する。

＜生徒等が発見した場合＞ 近くの教職員に知らせ、教職員が通報する。

＜教職員が発見した場合＞

正確に状況を把握し、通報した後、近くの教職員に応援を要請する。

＜保護者・地域住民からの通報により確認した場合＞

教職員が発見した場合と同様に対応する。

ウ 被害者（負傷者）の保護屋へ連絡する。

被害者（負傷者）の保護者には、把握した情報を速やかに連絡し、学校の対応等を説明するとともに、処置についての意向を打診し、必要に応じて学校または病院等に急行してもらう。

また、必要な場合には、育友会役員等に協力要請し、被害者（負傷者）及び保護者に対して校長、教頭及び関係職員は誠意を尽くすとともに、継続的に対応する。

エ 教育委員会へ報告する。

発生状況を速やかに教育委員会へ報告（第一報）し、その後、逐次報告する。

また、事件・事故発生時には様々な対応が必要となり、学校だけで対応するには限界がある。そのような場合には、学校だけで抱え込まず、教育委員会に職員の派遣や報道機関への対応などについて支援を要請する。

②全教職員による対応

日ごろから、学校の実情に応じて教職員の役割分担を明確にしておき、事件・事故発生時には、校長、教頭のリーダーシップのもと、全教職員が一丸となって対応する必要がある。

ア 現場へ急行する。

イ 校内放送等により生徒等を安全な場所に避難させる。

ウ 二次的な被害（PTSD等）を防ぐ。

事件・事故現場を生徒等が目に見ないように、現場から遠ざけるなどの対応を状況に応じて行う。

エ 生徒等の人員確認をする。

＜役割分担＞

〔校長、教頭、事務長〕

陣頭指揮、警察・消防・報道機関等対応、教育委員会報告、被害生徒の家庭訪問等

〔教務主任〕 保護者への連絡、PTA等関係者への連絡等

〔学年主任、担任、授業担当者等〕

避難・誘導、安全確認、人員確認、保護者への引渡し、被害生徒への家庭訪問等

〔生徒指導主事〕 加害者への対応、避難・誘導等

〔養護教諭、保健主事〕 応急処置、救急車への同乗、医療機関との連絡・調整

〔事務職員等〕

電話対応、記録等を行う。なお、学校の実情に応じて、例に示した以外にも必要な役割分担を示すとともに、出張等で係が不在の時でも機能するように係を重複するなどの工夫をする。

③報道機関への対応

ア 情報の混乱を避けるため、組織として窓口を一本化（校長、教頭、事務長）し、複数で対応する。

イ 事件・事故の状況、経緯、今後の対応等について可能な範囲で誠意をもって対応する。

ウ 関係者のプライバシーには十分配慮する。

※記者会見は、教育委員会と連携を取りながら、できるだけその日のうちに行う。

(3) 火災発生時の対応

ア 火災報知器作動時の対応（火元確認等）

第一発見者が非常ベルを発令し、事務室へ通報。周囲に大きな声で知らせる。

イ 受信した者が校内放送（3回）にて出火場所と緊急避難命令を通告する。

「職員室湯茶室で火災が発生しました。全校生徒は直ちにグラウンドに避難してください。」

ウ 消防への通報 119番（学校名、通報者氏名、火災発生場所を伝える）

エ 初期消火（初期消火班が近くにある消火器を使い行う）

カ 避難誘導・避難行動

①教室の生徒は、窓を閉め、何も持たずに前後の出口から廊下へ出て2列に並び指示された順路で、上履きのまま避難場所へ移動する。

②避難中は「大声を出さず」「急ぎ足で」「前の人を追い越さない」。また上履きが脱げても「拾いに戻らない」。階段を下りる時は、特に注意すること。

③避難中、煙の近くを通る時は「ハンカチ・タオル」などで、口や鼻を押さえ、低い姿勢で進む。

④外へ出たらかけ足で進み、グラウンドに集合し本部に向かって、海側S3～山側K1になるよう2列縦隊で整列する。

⑤避難終了後は、直ちに人員点検（授業担当者一担任）を行い、集合係〔学年主任〕へ報告する。

⑥人員に不足がある場合は、直ちに本部へ報告。状況により探索に出向くが、原則として、「消防署員」に一任する。

⑦肢体不自由・強度の近視・視力障害・病弱者には介添えをつけて避難する。傷病者が発生した場合は、救護係に連絡し応急処置を行う。

(4) 食物アレルギー発生時の対応

ア アレルギーによるショック症状を起こした生徒を発見したら、助けを呼び、離れず観察する。

イ 意識がなければ、救急119に通報し、エピペンを使用する。

必要があれば心肺蘇生やAEDを使用する。

- イ 緊急性の高いアレルギー症状（意識もうろう、ぐったり、息苦しさ 等）の有無を5分以内に判断し、症状がある場合には、エピペンを使用する。

(5) 気象災害発生時の対応

- ア 判断のために必要な情報を収集する。
- イ 電話等で、近隣校に問い合わせる。
- ウ 登下校時も含めて、生徒の安全が確実に確保できるかを検討する。
- エ 高校教育課へ相談する。
- オ メールメイトおよび緊急連絡網を使い保護者等へ連絡する。

(6) 事後の対応

事件・事故等が発生した場合は、速やかな情報の整理と生徒等への説明や保護者、報道機関への情報提供などが必要となる。

①「事件・事故対策本部」の設置

迅速且つ的確な緊急対応を行うためには、情報を収集、分析したり、対応方針を決定したりする機能を持つ組織（事件・事故対策本部）が必要となる。

〈事件・事故対策本部〉〔校長、教頭、事務長〕

〈教育委員会〉 ・ 全体の状況把握と必要な指示、掌握

☆指導 ・ 組織活動の推進（対応指示、調整） ・ 教育委員会への報告、支援の要請

☆サポート ・ 警察署、消防署等関係機関との連絡・連携

・ 保護者や報道機関等への対応

※教育活動の一時停止など、残された生徒等への対応を適切に行うことで、生徒等の動揺を防ぎ、関係機関と連携して生徒等や保護者が不安にならないように配慮する。

〈渉外班〉〔教務主任〕

・ 適宜状況把握 ・ 連絡 ・ 広報の準備、情報の集約 ・ 報告の準備

・ 記録（日時を追って、事件や事故発生後の経緯を克明に記録しておく）

〈情報班〉〔生徒指導主事、事務職員等〕

・ 事件や事故状況の把握 ・ 地域の安全状況の把握

・ 学校の安全状況の把握 ・ 問題点の整理

〈救護班〉〔保健主事、養護教諭等〕

・ 負傷者の実態把握 ・ 応急手当実施 ・ 救急車の搬送記録

・ 学校医、医療機関等の連絡、連携 ・ その後の経過把握

・ 心のケア着手（臨床心理士等との連携）

※頭部及び腹部への負傷が予想される場合は、後で症状が出ることもあるので帰宅後も経過状況を把握する。

〈教育再開班〉〔教務主任、学年主任、教科主任、学級担任〕

・ 学習場所の確保 ・ 学習用具の確保 ・ 指導体制の整備

・ 緊急の安全対策実施 ・ 実態に即した学習指導計画の作成

・ 警察署、消防等関係機関との連絡・連携

〈再発防止対策班〉〔安全担当、保健主事等〕

- ・安全管理の充実策の検討
- ・安全管理マニュアルの改善
- ・施設設備の充実改善
- ・安全教育の充実対策
- ・保護者、地域の関係機関等との連携方策の検討・改善

②生徒への説明

- ア 生徒には、緊急集会等を開催し、学年、学級等で、事件・事故の状況を説明するなど、適切に指導する。
- イ 保護者には、緊急保護者会などで迅速且つ正確に情報提供を行っていくことが重要である。その上で、PTAや地域の関係者等と協力し、生徒の安全確保や教育活動の円滑な実施を図る。

〈保護者説明会の内容（例）〉

- ・事件事故の概要（発生日時、場所、加害者、被害者、被害の程度等）
- ・被害者への対応（応急手当、救急車、家庭訪問の状況等）
- ・今後の対応（お見舞い、心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携等）
- ・協力依頼（校内や地域パトロールなどの支援活動）

ウ 報道機関への情報提供

- 情報の混乱を避けるため、組織として窓口を一本化（校長、教頭、事務長）し、複数で対応する。
- 事件・事項等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを整理し、適宜提供する。
- 個人情報や人権等に配慮して情報提供する。
- 取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも必要である。

③教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

事件・事故の発生状況や対応の経過などを把握し、これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理して、教育の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

④報告書の作成

事件・事故報告書は、学校管理規則に基づいて作成し、教育委員会に報告する。

⑤災害共済給付金等の請求

学校の管理下での事件・事故は、日本スポーツ振興センター法の規定により、災害共済給付が行われる。所定の様式で作成し、必要な証明書を添付して請求する。

IV 対応事例

事例別対応一覧

様々な事件・事故の状況に応じて、次の対応の種類の中から選択して必要な対応をとることとなる。対応の種類や○印は、状況に応じて追加、削除を行う。

事件・事故の事例		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
対応の種類	キーワード	不審者侵入・危険行動	校内での生徒間の傷害	授業中の事故	部活動中の事故	生徒の自殺予告	爆破予告	登下校中の交通事故	生徒による殺傷事件	地震・津波発生	火山噴火	Jアラート発令時	感染症が発生	学校が避難所となる時
a	応急処置		○	○	○									
b	救急要請	○	○	○	○	○	○							
c	教頭へ連絡 (→校長)	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
d	保健室へ連絡		○	○	○									
e	現場へ急行	○	○	○	○	○		○			○	○		
f	安全確保	○		○		○	○			○				
g	保護者へ連絡		○	○	○	○		○	○	○			○	
h	現場保存	○	○	○	○	○								
i	情報収集 記録	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
j	病院等対応		○	○	○	○		○	○				○	
k	情報管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
l	警察(消防)対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
m	関係職員へ連絡					○	○		○				○	
n	生徒の所在確認					○								
o	心のケア		○	○	○	○							○	
p	対応の検討 (本部)	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
q	県教委へ 報告・連携	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
r	職員へ説明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
s	PTA 役員へ説明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
t	生徒へ説明	○	○			○	○			○	○	○	○	
u	保護者会の開催	○	○				○		○	○	○	○		
v	報道対応	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
w	背景調査					○								
x	生徒の下校対応					○							○	

① 不審者が学校内に侵入し、危険行動を行った場合

本事例における重要なポイント

○速やかな発生場所の特定

○複数での防御と不審者の行動の抑止（警察が到着するまでの時間を確保する）

<対応の流れ>

<具体的な対応>

発見・通報

- ① 防御するとともに、他の教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
複数で対応し、相手の動きが読みとれる位置で距離を取る。

緊急放送原稿

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。
授業のない先生は、事務室へ集まってください。」

警察・消防へ通報

- ② 直ちに警察署、消防署へ通報する。
③ 要請を受けた教職員は複数で現場へ急行し、さすまたなどの防犯用具や身近な物で不審者の行動を抑止する。
（警察が到着するまでの時間確保が目的、不審者の確保が目的ではない）
負傷者がいた場合には、応急措置を行う。

全教職員での対応

- ④ 避難の指示を行う。（生徒等の安全を守ることを第一とする。）
緊急放送等により事態を知らせ、教職員が生徒等の動揺を鎮めながら安全な場所へ避難させる。避難させるべきか、教室に待機させるべきかの判断は、状況によるが、不審者から生徒等を遠ざけることを目的とする。事件現場を生徒等が目に見えないようにする。
⑤ 警察等の現場検証に備えて、現場を立入禁止にするなど現場を保存する。

保護者への連絡

- ⑥ 保護者へ連絡する。（必要に応じて生徒の迎え依頼等）

教育委員会への一報

- ⑦ 校長（教頭、事務長）は、教育委員会へ第一報を入れる。
必要に応じて教育委員会にスクールカウンセラーや職員の派遣、報道機関への対応についての支援を要請する。

報道機関への対応

- ⑧ 窓口を一本化する。（校長、教頭、事務長）

対策本部の設置

- ⑨ 本部を設置。役割分担に基づき、全教職員が共通理解のもと対応する。

情報収集

- ⑩ 事件の経緯、状況を警察と連携しながら可能な限り収集する。
⑪ 事件の全容等、収集した情報を整理する。

事件概要把握・整理

- ⑫ 校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

<協議内容>

- ・登下校の在り方
- ・関係機関等の連携
（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）
- ・危機管理体制の再確認
- ・全校集会等の開催等

状況説明

- ⑬ 育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。必要に応じて、その日のうちに記者会見を行う。

教育再開準備

- ⑭ 役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

再発防止

スクールカウンセラー等による生徒等の心のケアを行う。

報告書の作成

- ⑮ 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

② 生徒同士の暴力により重傷を負った場合

本事例における重要なポイント

- 負傷した生徒等の応急処置・救急搬送・止血等
- PTSD等二次被害の防止
- 刃物等の持ち込み規制

<対応の流れ>

<具体的な対応>

発見・通報

① 負傷の状況等を把握し、応急措置を行うとともに、応援を要請する。

警察、消防へ通報

② 直ちに警察、消防へ通報し、救急車を要請する。

③ 要請を受けた教職員は直ちに複数で現場へ急行し、暴力行動を起こした生徒を落ち着かせ、行動を抑止する。

④ 状況を校長（教頭、事務長）へ報告する。

保護者への連絡

⑤ 被害者（負傷者）の保護者に状況と搬送先の病院等を連絡する。
加害者の保護者へ状況を連絡する。

教育委員会へ一報

⑥ 校長（教頭、事務長）は、教育委員会へ第一報を入れる。
必要に応じてカウンセラーや教育委員会に職員の派遣を要請する。

全教職員での対応

⑦ 周囲にいた生徒等も落ち着かせ、現場から遠ざけるよう指示し、事故現場を生徒等が目に見ないようにする。

⑧ 警察等の現場検証に備えて、現場を立入禁止にするなど現場保存を行う。

報道機関への対応

⑨ 窓口を一本化する。（校長、教頭、事務長）

対策本部の設置

⑩ 本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

情報収集

⑪ 生徒等の動揺を鎮めながら周囲にいた生徒等から事情を聴き、事件に至った経緯、状況を可能な限り収集する。

被害者を訪問

⑫ 被害者を訪問する。（病院、家庭訪問）
容体・状況の把握・説明（処置の状況、回復の見通し等）

事故概要把握・整理

⑬ 事件の全容等収集した情報を整理する。

⑭ 校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

<協議する内容>

- ・保護者への連絡（現状の説明や今後の対応等）
- ・関係機関等との連携
（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）
- ・危機管理体制の再確認等

加害生徒への対応

⑮ 加害生徒が保護された場合は、警察や教育委員会と連携し対応する。

⑯ 事件当日に警察から他の生徒等への聴取を行う場合の配慮事項。

・保護者への連絡を確実にする。

・やむを得ず生徒等に事情聴取が行われる場合は、必ず教職員及び保護者が同席。

状況説明

⑰ 育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その際、生徒等のプライバシーに十分配慮する。

⑱ 必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備

⑲ 役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

再発防止

必要に応じて、スクールカウンセラー等による生徒の心のケアを行う。

報告書の作成

⑳ 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

③ 授業中に生徒が重傷を負った場合

本事例における重要なポイント

○負傷した生徒等の応急措置・救急搬送

○二次被害を防止するための避難（状況に応じた避難場所の設定）

<対応の流れ>

<具体的な対応>

緊急対応

警察、消防へ通報

保護者への連絡

教育委員会への一報

全教職員での対応

報道機関への対応

対策本部の設置

情報収集

被害者を訪問

事故概要把握整理

状況説明

教育再開準備・再発防止

報告書の作成

災害共済給付等請求

- ① 負傷の状況等を把握し、応急措置を行うとともに、応援を要請する。
- ② 生徒等を落ち着かせ、安全に気をつけながら全ての実験を中止させる。
- ③ 直ちに警察、消防へ通報し、救急車を要請する。
- ④ 要請を受けた教職員は直ちに複数で現場へ急行し、生徒等の安全確保を最優先に負傷者の救出や避難・誘導等を行う。
- ⑤ 状況を校長（教頭、事務長）へ報告する。
- ⑥ 教室や実験器具の被害の程度等を把握し、二次被害の恐れのある場合には、避難の指示を出す。
- ⑦ 被害者（負傷者）の保護者に状況と搬送先の病院等を連絡する。
- ⑧ 校長（教頭、事務長）は、教育委員会へ第一報を入れる。
必要に応じてカウンセラーや教育委員会に職員の派遣を要請する。
- ⑨ 安全確認後、警察等の現場検証に備え、教室施設等の現場保存を行う。
- ⑩ 報告を受けた校長（教頭、事務長）は、役割分担に基づき学校の対応を指示する。
- ⑪ 窓口を一本化する。（校長、教頭、事務長）
- ⑫ 本部を設置し、役割分担に基づき行動する。
- ⑬ 生徒等の動揺を鎮めながら事情を聴き、事故に至った経緯、状況を可能な限り収集する。
- ⑭ 被害者を訪問する。（病院、家庭訪問）
容体・状況の把握・説明（処置の状況、回復の見通し等）
- ⑮ 事故の全容等収集した情報を整理する。
- ⑯ 校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、育友会役員等で今後の対応について話し合う。
<協議する内容> ・保護者への連絡（現状の説明や今後の対応等）
・関係機関等の連携
（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）
・危機管理体制の再確認等
- ⑰ 育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その際、生徒等のプライバシーに十分配慮する。
- ⑱ 必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。
- ⑲ 役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。
- ⑳ 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。
- ㉑ 日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

④ 部活動中に生徒が重傷を負った場合

本事例における重要なポイント

- 負傷した生徒等の応急措置・救急搬送
- 生徒の心のケア

<対応の流れ>

<具体的な対応>

緊急対応

- ① 負傷の状況等を把握し、応急措置を行うとともに、応援を要請する。
- ② 生徒を落ち着かせ、全ての部の活動を安全に配慮しながら中止させる。

警察、消防へ通報

- ③ 直ちに警察、消防へ通報し、救急車を要請する。
- ④ 要請を受けた教職員は直ちに複数で現場へ急行し、生徒等の安全確保を最優先に負傷者の救出や避難・誘導等を行う。

保護者への連絡

- ⑤ 状況を校長（教頭、事務長）へ報告する。
- ⑥ 被害者（負傷者）の保護者に状況と搬送先の病院等を連絡する。

教育委員会への一報

- ⑦ 校長（教頭、事務長）は、教育委員会へ第一報を入れる。
必要に応じてカウンセラーや教育委員会に職員の派遣を要請する。

全教職員での対応

- ⑧ 安全を確認した後、警察等の現場検証に備えて、現場の保存を行う。
- ⑨ 報告を受けた校長（教頭、事務長）は、役割分担に基づき学校の対応を指示する。

報道機関への対応

- ⑩ 窓口を一本化する。（校長、教頭、事務長）

対策本部の設置

- ⑪ 本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

情報収集

- ⑫ 生徒等の動揺を鎮めながら事情を聴き、事故に至った経緯、状況を可能な限り収集する。

被害者を訪問

- ⑬ 被害者を訪問する。（病院、家庭訪問）
容体・状況の把握・説明（処置の状況、回復の見通し等）

事故概要の把握整理

- ⑭ 事故の全容等収集した情報を整理する。
- ⑮ 校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

<協議する内容> ・保護者への連絡（現状の説明や今後の対応等）

・関係機関等の連携

（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）

・危機管理体制の再確認等

状況説明

- ⑯ 育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その際、生徒等のプライバシーに十分配慮する。
- ⑰ 必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備再発防止

- ⑱ 役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

報告書の作成

- ⑲ 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

災害共済給付等請求

- ⑳ 日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

⑤ 自殺の予告が発生した場合（連絡が入った場合）

本事例における重要なポイント

○警察への速やかな通報と連携した対応

○教師と生徒等の信頼関係の構築

＜対応の流れ＞

＜具体的な対応＞

事実確認

- ① 複数の教職員で事実確認や状況の確認を行う。
電話を嘘と決めつけず、落ち着いて真剣に対応する。

＜対応の仕方＞

- ・メモにより周囲の教職員に自殺予告であることを知らせる。
- ・他の教職員がいる場合には、他の者がメモをとる。
- ・訴えを理解したり、力になりたいということが伝わるように話す。
- ・できるだけ時間をかけ、友人関係や家族関係、動機、具体的な希望などの情報を得るとともに、本人が特定できるような情報を少しずつ聞き出す。
- ・叱咤激励や説教はせず、批判的な態度も見せない。
- ・本人を支える立場になれることを伝えながら、死ぬことだけは避けるように説得する。

警察署への通報

- ② 警察署に通報し、連携する。

教育委員会への一報

- ③ 校長（教頭、事務長）は、教育委員会へ第一報を入れる。
必要に応じて教育委員会に職員の派遣を要請する。

全教職員での対応

- ④ 校長（教頭、事務長）は、状況を全教職員に知らせ、役割分担に基づき、学校の対応を指示する。

全ての生徒の所在を確認し、生徒の行動に関する情報交換等を行う。

（確認する際、自殺予告者がいることが伝わらないよう配慮する。）

自殺予告者の特定は、自殺防止がねらいであることの共通理解を図る。

- ⑤ 校長（教頭、事務長）は、育友会役員等へ状況を連絡し、連携を図る。

報道機関への対応

- ⑥ 窓口を一本化する。（校長、教頭、事務長）

対策本部の設置

- ⑦ 対策本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

情報収集

- ⑧ 警察署と連携しながら、状況を可能な限り情報収集する。
情報の共通理解と予告した生徒等の特定に関する協議を行う。

事件概要の把握整理

- ⑨ 事件の全容等収集した情報を整理する。
教育委員会や関係機関と連携しながら協議する。

- ⑩ 校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

当該生徒等への対応

- ⑪ 警察や教育委員会と連携しながら対応する。
いたずらであった場合には、威圧的な態度や叱責は避け、動機や背景を理解するよう努めながら、ことの重大さを理解させる。
担任を中心に養護教諭やスクールカウンセラー、心の相談員等が協力して心のケアに努める。

保護者への対応

- ⑫ 当該生徒等の保護者と連絡（必要に応じて家庭訪問や来校を求め）し、当該生徒等の立ち直りに向けた学校の指導方針について理解を得る。

状況の説明

⑬ 育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その際、生徒等のプライバシーに十分配慮する。

⑭ 必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備再発防止

⑮ 役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

報告書の作成

⑯ 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

自殺予告の電話を受けた場合の注意事項

電話対応の注意事項

- (1) 近くに職員が居る場合は、メモにより自殺予告の電話であることを知らせる。
- (2) メモの準備をする。
- (3) 訴えを理解したり、力になりたいということが伝わるように話す。
- (4) できるだけ時間をかけ、友人関係や家族関係、動機、具体的な希望などの情報を得るとともに、本人が特定できるような情報を少しずつ聞き出す。
- (5) 叱咤激励や説教はせず、批判的な態度も見せない。
- (6) 本人を支える立場になれることを伝えながら、死ぬことだけは避けるように説得する。

生徒の所在確認

生徒の所在確認を行う際、自殺予告があっていることが相手に伝わらないように配慮する。

その他

もしも、電話が生徒からのいたずらであり、生徒が特定された場合は、威圧的な態度や叱責は避け、その動機や背景を理解するよう努める。

また、ことの重大さを当該生徒に理解させるとともに、担任を中心に養護教諭やスクールカウンセラー等が協力して心のケアに努める。

⑥ 学校施設等の爆破予告が発生した場合。校内で不審物が発見された場合

本事例における重要なポイント

○警察への速やかな通報と連携した対応

○安全確保、状況に応じた避難場所の設定

<対応の流れ>

<具体的な対応>

緊急対応

- ① 不審電話を受けた教職員は、校長（教頭、事務長）へ報告する。教頭席電話の録音機能で録音しながら、メモで周囲の先生に伝える。不審物発見時は、絶対に触れず、付近に生徒を近づけない。
- ② 教職員・生徒等へ緊急連絡する。
校内放送により教職員を招集し、速やかに情報（予告電話、避難場所、避難時の注意点等）の共通理解を徹底する。
生徒を動揺させないよう留意し、校内放送等により緊急避難させる。

警察署への通報

- ③ 警察へ通報する。警察が校内を調べる時は、管理職が同行する。
- ④ 生徒及び教職員・保護者の安全を確保する。
避難の際の教職員の役割分担を明確にして、学校敷地外の安全な場所に避難させる。その際、不審物に触れないよう指導を徹底する。避難終了後は、人員確認を徹底する。

<避難の際の留意点>

- ・生徒名簿、施設台帳等施設設備の配置が分かる書類を携行する。（事後の搜索活動に必要となる）
- ・最終確認者は校内に残留者がいないことを確認する。
- ・避難後、業者等の部外者が学校に入らないよう注意する。

消防署・教育委員会への通報

- ⑤ 消防署・教育委員会へ通報する。
以後の対応について関係機関の指示や意見を得る。
生徒等や保護者への説明に関しては、警察と十分協議する。
必要に応じて教育委員会に職員の派遣を要請する。

全教職員での対応

- ⑥ 緊急職員会議を開催する。（他の教職員は避難場所で指導にあたる。）
<内容>・関係機関からの指示や意見の集約
・当日の下校、翌日の授業実施の有無
・保護者への説明内容
・教職員の以後の対応や役割分担
・全教職員へ対応策の周知徹底等

生徒及び保護者への対応

- ⑦ 避難している生徒等に対して状況を説明し、不安の払拭に努めるとともに以後の行動について指示する。
（不審者や不審物の目撃があれば、情報提供を呼びかける）
- ⑧ 保護者へ生徒等の安全確保について連絡する。
また、以後の対応について理解を得る（緊急連絡網の活用）

報道機関への対応

- ⑨ 窓口を一本化する。（校長、教頭、事務長）

対策本部の設置

- ⑩ 対策本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

情報収集

- ⑪ 警察署と連携しながら、状況を可能な限り情報収集する。
情報の共通理解と予告者等の特定に関する協議を行う。

事件概要の把握・整理

- ⑫ 事件の全容等収集した情報を整理する。
教育委員会や関係機関と連携しながら協議する。
- ⑬ 校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

事件解決後の対応及び生徒への指導

- ⑭ 生徒理解に努め、学校生活に不安を持つ生徒がいる場合は、関係機関とも連携して個別の指導・援助にあたる。

状況の説明

- ⑮ 育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。

教育再開準備再発防止

- ⑯ 役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

報告書の作成

- ⑰ 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

⑦ 交通事故が発生した場合

本事例における重要なポイント

○慣れた通学路であっても危険が潜んでいることの指導の徹底

○B君の心のケア

<対応の流れ>

<具体的な対応>

事実確認

① 事故発生のお知らせが入ったら、直ちに校長、(教頭、事務長)へ報告し、複数の教職員で現場へ急行する。

周囲に生徒等がいた場合には、落ち着かせ、安全な場所へ避難させる。

警察署への通報

② 警察へ通報し、状況を確認する。

事故を目撃した生徒へ警察からの事情聴取がある場合は、必ず教職員が立ち会う。

保護者への連絡

③ 被害生徒等の保護者に状況を連絡する。

教育委員会への一報

④ 校長(教頭、事務長)は、教育委員会へ第一報を入れる。

全教職員による対応

⑤ 校長(教頭、事務長)は、役割分担に基づき学校の対応を指示する。

情報収集

⑥ 警察と連携しながら、事故に至った経緯、状況を可能な限り収集する。

被害者を訪問

⑦ 被害者を訪問する。(病院、家庭訪問)

容体・状況の把握・説明(処置の状況、回復の見通し等)

事故概要の把握整理

⑧ 事故の全容等収集した情報を整理する。

⑨ 校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

<協議する内容>・保護者への連絡(現状の説明や今後の対応等)

・関係機関等との連携

(教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等)等

状況の説明

⑩ 保護者への説明を行う。その際、生徒等のプライバシーに十分配慮する。

⑪ 必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

事故の再発防止

⑫ 再発防止のための指導を行う。

対策の実施

全校集会や学年集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えるとともに、交通安全に関する指導を徹底する。

報告書の作成

⑬ 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

災害共済給付等請求

⑭ 日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

⑧ 生徒等が学校外で殺傷事件を起こした場合

本事例における重要なポイント

- 教師と生徒等との信頼関係の構築
- 警察と連携した対応
- 生徒等のプライバシーの保護

<対応の流れ>

<具体的な対応>

事実確認

- ① 校長（教頭）は、警察署へ事実確認を行う。
教職員を警察署へ派遣する。

保護者への連絡

- ② 事実確認後、加害生徒等の保護者へ連絡する。

教育委員会への一報

- ③ 校長（教頭、事務長）は、教育委員会へ第一報を入れる。
必要に応じて教育委員会に職員の派遣を要請する。

全教職員による対応

- ④ 校長（教頭、事務長）は、警察から聴取したことを全教職員に知らせ、
役割分担に基づき、学校の対応を指示する。
⑤ 校長（教頭、事務長）は、育友会役員や地域の関係団体等へ状況を連絡
し、連携を図る。

報道機関への対応

- ⑥ 窓口を一本化する。（校長、教頭、事務長）

対策本部の設置

- ⑦ 本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

情報収集

- ⑧ 警察署と連携しながら事件に至った経緯、状況を可能な限り収集する。

被害者を訪問

- ⑨ 被害者を訪問する。（病院、家庭訪問）
容体・状況の把握、説明（処置の状況、回復の見通し等）

事故概要の把握整理

- ⑩ 事件の全容等収集した情報を整理する。
⑪ 校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、
育友会役員等で今後の対応について話し合う。

<協議する内容> ・保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）

- ・関係機関等との連携

（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）

- ・危機管理体制の再確認等

状況の説明

- ⑫ 保護者への説明を行う。その際、生徒等のプライバシーに十分配慮する。
⑬ 必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備再発防止

- ⑭ 役割分担に基づき教育再開準備、再発防止のための指導を行う。

報告書の作成

- ⑮ 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

⑨ 授業中、緊急地震速報の後、強い地震が発生した場合

本事例における重要なポイント

- 生徒を落ち着かせ、落下物や倒壊に注意しながら身を守らせる。
- 生徒の避難場所への適切な誘導
- 地域の避難場所としての受入準備

<対応の流れ>

<具体的な対応>

地震発生

- ① 本震がおさまるまで、生徒を落ち着かせ、落下物や倒壊に注意しながら、安全な場所で待機させる。また、火気の始末を徹底する。
「机の下に潜りなさい」など単純明快で適切な指示で安全を確保する。
トイレや保健室など教室以外にいる生徒等に配慮する。

全教職員での対応

<第一次避難>

- ・教師の指示をよく聞かせ、勝手な行動をとらせない。
- ・机等を利用して落下物から身体を保護させる。本震がおさまるまで行動を起こさせない。
- ・生徒に動揺を与えないよう、発言に注意する。
「教室は大丈夫だから、心配しないで落ち着いて」「机の下に潜って頭を保護しなさい」

<第二次避難>

- ・本震の揺れがおさまったら、ドアや窓を開け、脱出口を確保する。
負傷者の有無を確認し、安全な避難経路を確認したうえで第一次避難場所である「グラウンド」まで避難誘導及び搬出、人員点呼等を行う。悪天候の場合は、「駐車場」に避難する。
- ・教職員は役割分担に基づき、安全な避難経路を通して避難させる。
- ・避難の際は、「押さない」「走らない」「しゃべらない」を徹底させる。
- ・校舎外では、早足で行動し、安全な避難場所にクラス別に整列させ、
人員点呼を行うとともに異常の有無（不明者、負傷者、健康状況調査）を確認し、
校長（教頭、事務長）に連絡する。

<津波警報が発令された場合>

- ・本校の標高は59mであるので、警報がでても慌てることなく、安全を確保する。

② 状況を校長（教頭、事務長）へ報告する。

③ 所在不明の生徒がいる場合には、校長（教頭、事務長）の指示のもと、状況に応じて複数で捜索する。

④ 負傷者がいる場合には、応急手当を行う。

教育委員会への一報

⑤ 校長（教頭、事務長）は、教育委員会へ第一報を入れる。
必要に応じて教育委員会に職員の派遣を要請する。

報道機関への対応

⑥ 窓口を一本化する。（校長、教頭、事務長）

対策本部の設置

⑦ 本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

校長（教頭、事務長）は、緊急下校、保護者への引き渡し等、学校の対応を指示する。

学校体育館が避難場所となっているので、関係機関と連携しながら、受入の準備等も行う。

情報収集

⑧ 警察、消防署等関係機関と連携しながら、可能な限り情報を収集する。

地震の概要把握整理

⑨ 地震の全容等、収集した情報を整理する。

⑩ 危険箇所について早急に調査し、危険物の除去、立ち入り禁止の表示等安全対策を講じる。

⑪ 校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

<協議する内容>・保護者への連絡（現状の説明や今後の対応等）

・関係機関等の連携

（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）

状況の説明

⑫ 育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。

⑬ 必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備実施

⑭ 役割分担に基づき、教育再開準備のための対応を行う。

教室等での授業再開については、建物の状況に十分配慮する。

報告書の作成

⑮ 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

休憩時間や部活動中、登下校時に地震に遭遇した場合

① まずは、「身を守る行動」を取る。

落下しそうなものや倒れそうなものから離れる。

頭を保護する行動を取る。

② 落ち着いて、情報収集を行う。

津波の危険がある地域にいる場合は、できるだけ高いところに避難する。

⑩ 「噴火警報・予報」が発表され、雲仙岳の噴火や眉山の崩壊が始まった場合

本事例における重要なポイント

- 可能な限りの情報収集と避難及び避難解除についての適切な判断
- 生徒の避難場所への適切な誘導
- 地域の避難場所としての受入準備

<対応の流れ>

<具体的な対応>

噴火警報・予報発表

① 防災ラジオやテレビ等から情報を入手し、状況把握に努める。

関係機関問い合わせ

② 校長（教頭、事務長）は、災害対策本部及び教育委員会等に対して正しい情報の提供を求める。

正確な情報を入手する。

対応方針（屋内避難・屋外避難等）についての具体的な指示を受ける。

全教職員での対応

③ 校長（教頭、事務長）は、役割分担に基づき避難の指示をする。

<屋内避難>

- ・校内放送により生徒を各教室に誘導する。
- ・教師の指示をよく聞かせ、勝手な行動をとらせない。
- ・生徒に正確な情報を伝える。
- ・生徒に動揺を与えないよう、発言に注意する。
- ・戸や窓をしめる。
- ・換気扇や空調設備等を止める。
- ・指示をするまで教室等に待機させる。

対策本部の設置

④ 本部を設置し、役割分担に基づき行動する。

校長（教頭、事務長）は、緊急下校、保護者への引き渡し等、学校の対応を指示する。

学校が避難場所ともなっているため、関係機関と連携しながら、受入の準備等も行う。

保護者への連絡

⑤ 緊急連絡網により、状況を保護者に連絡し、生徒を迎えにきてもらう。

情報収集

⑥ 災害対策本部等と連携しながら、正しい情報を収集する。

噴火活動把握・整理

⑦ 噴火活動の全容等収集した情報を整理する。

⑧ 校長、教頭、事務長、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

<協議する内容> ・保護者への連絡（現状の説明や今後の対応等）

・関係機関等との連携（教育委員会への相談等）

報道機関への対応

⑨ 窓口を一本化する。（校長、教頭、事務長）

状況の説明

⑩ 育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。

⑪ 必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

教育再開準備実施

⑫ 役割分担に基づき、教育再開準備のための対応を行う。

報告書の作成

⑬ 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

⑪ Jアラートが発令した場合

本事例における重要なポイント

- 可能な限りの情報収集と避難及び避難解除についての適切な判断
- 生徒の避難場所への適切な誘導
- 地域の避難場所としての受入準備

<対応の流れ>

<具体的な対応>

Jアラート発令

問い合わせ

- ① 防災ラジオやテレビ等から情報を入手し、状況把握に努める。
- ② 校長（教頭、事務長）は、災害対策本部及び教育委員会等に対して正しい情報の提供を求める。
正確な情報を入手する。
対応方針（屋内避難・屋外避難等）についての具体的な指示を受ける。

全教職員での対応

<屋内避難>

- ③ 校長（教頭、事務長）は、役割分担に基づき避難の指示をする。

- ・校内放送により生徒を各教室に誘導する。
- ・教師の指示をよく聞かせ、勝手な行動をとらせない。
- ・生徒に正確な情報を伝える。
- ・生徒に動揺を与えないよう、発言に注意する。
- ・戸や窓をしめる。
- ・換気扇や空調設備等を止める。
- ・指示をするまで教室等に待機させる。

対策本部の設置

- ④ 本部を設置し、役割分担に基づき行動する。
校長（教頭、事務長）は、緊急下校、保護者への引き渡し等、学校の対応を指示する。
学校が避難場所ともなっているため、関係機関と連携しながら、受入の準備等も行う。

保護者への連絡

情報収集

状況把握・整理

- ⑤ 緊急連絡網により、状況を保護者に連絡し、生徒を迎えにきてもらう。
- ⑥ 災害対策本部等と連携しながら、正しい情報を収集する。
- ⑦ 噴火活動の全容等収集した情報を整理する。
- ⑧ 校長、教頭、事務長、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。

- <協議する内容>
- ・保護者への連絡（現状の説明や今後の対応等）
 - ・関係機関等との連携（教育委員会への相談等）

報道機関への対応

状況の説明

- ⑨ 窓口を一本化する。（校長、教頭、事務長）
- ⑩ 育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。

教育再開準備実施

報告書の作成

- ⑪ 必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。
- ⑫ 役割分担に基づき、教育再開準備のための対応を行う。
- ⑬ 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

[ミサイル発射情報直後の対応・緊急避難]

(1) 校長は、警報の内容を早急に教職員・生徒等に伝え、直ちに避難行動をとるよう指示する。

【屋外にいる場合】

- ・ 校舎や体育館などの近くの建物にすぐ避難する。その際、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない場所へ避難し、床に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- ・ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない場所へ移動し、床に伏せて頭部を守る。

(2) 校長は、防災行政無線や緊急速報メール等により、正確かつ迅速な情報収集を行う。教育委員会等からの緊急連絡をいつでも受けることができるようにするとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等で情報収集を行う。

【日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断された場合】

日本の領土・領海にミサイルが落下する可能性があるとは判断された場合は、防災ラジオやテレビ等から情報の入手に引き続き、次のようにミサイル落下の情報伝達がある。

② 「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。」

③ 「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが〇〇地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難してください。」

(1) 校長は、被害の状況を確認し、負傷者等がいる場合は、直ちに応急処置（必要に応じて救急搬送の依頼）を行う。

(2) 生徒を落ち着かせ、不安を払拭する。

(3) 続報を確認し、その後の対応を市町村危機管理部局の指示により決定する。

(4) 被害状況を正確に把握し、生徒等の安全確認後、速やかに保護者と連絡をとる。可能な場合は、引き渡しを行う。教育委員会へ、被害の状況や学校の対応を報告する。

【日本の領土・領海の上空を通過した場合】

日本の領土・領海の上空をミサイルが通過した場合は、防災ラジオやテレビ等から情報の入手に引き続き、次のようにミサイル通過の情報伝達がある。

② 「ミサイル通過。ミサイル通過。先程、この地域の上空をミサイルが通過した模様です。不審な物を発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

(1) 学校敷地内及び周辺に落下物等がないか確認するとともに、安全を確認し避難態勢を解く。全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達があった。

(2) 生徒等に対し、不審な物を見つけたら、絶対に近寄らず、警察や消防、近くの大人に知らせよう指導する。

【日本の領域外の海域に落下した場合】

日本の領域外の海域にミサイルが落下した場合、防災ラジオやテレビ等から情報の入手に引き続き、次のように落下場所等についての情報伝達がある。

② 「先程のミサイルは、〇〇海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

(1) 安全を確認し避難態勢を解く。

(2) 生徒等に対し、不審な物を見つけたら、絶対に近寄らず、警察や消防、近くの大人に知らせよう指導する。

【安全指導（教育）、安全管理、組織活動（研修を含む）の充実】

安全指導（教育）

- （１）生徒等の実態に応じた安全指導を行う。
- （２）生徒等を必要以上に不安にさせることがないように十分配慮する。

安全管理

- （１）当該自治体の国民保護計画、国民保護ポータルサイト等を参考に、学校及び地域の実情に応じた具体的な対応策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行う。
- （２）Ｊアラート等を通じた緊急情報が発信された際の臨時休業等の対応について、学校の設置者と協議の上あらかじめ定めておく。
- （３）始業前においては、登校前の生徒等は自宅待機とし、登校中または既に登校している生徒については、適切な避難行動をとるようあらかじめ注意喚起をしておく。

組織活動（研修を含む）

- （１）Ｊアラート等を通じた緊急情報が発信された際の生徒等の安全確保等の方策について、危機管理マニュアルをもとに、全職員で共通理解を図っておくこと。
- （２）学校の設置者や市町の危機管理部局との連携を図ること。
- （３）地域や関係機関と連携した避難訓練を推進すること。

⑫ 感染症が発生した場合

本事例における重要なポイント

- 可能な限りの情報収集と感染予防及び感染対策についての適切な判断
- 生徒の臨時休業への適切な誘導

<対応の流れ>

感染症の発生
問い合わせ

全教職員での対応
対策本部の設置

保護者への連絡
情報収集
状況把握・整理

報道機関への対応
状況の説明

教育再開準備実施
報告書の作成

<具体的な対応>

- ① テレビ等から情報を入手し、状況把握に努める。
- ② 校長（教頭、事務長）は、教育委員会等に対して正しい情報の提供を求めめる。
対応方針（屋内避難・屋外避難等）についての具体的な指示を受ける。
- ③ 校長（教頭、事務長）は、役割分担に基づき対応の指示をする。
- ④ 本部を設置し、役割分担に基づき行動する。
校長（教頭、事務長）は、緊急下校、保護者への引き渡し等、学校の対応を指示する。
- ⑤ 緊急連絡網により、状況を保護者に連絡し、生徒を迎えにきてもらう。
- ⑥ 教育委員会等と連携しながら、正しい情報を収集する。
- ⑦ 収集した情報を整理する。
- ⑧ 校長、教頭、事務長、保健主事、育友会役員等で今後の対応について話し合う。
<協議する内容>・保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）
・関係機関等との連携（教育委員会への相談等）
- ⑨ 窓口を一本化する。（校長、教頭、事務長）
- ⑩ 育友会役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。
- ⑪ 必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。
- ⑫ 役割分担に基づき、教育再開準備のための対応を行う。
- ⑬ 報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

1 対応の基本方針

- (1) 全ての生徒に定期健康診断を受診させるとともに、日常の健康観察の徹底や医療機関での受診結果の把握に努める。
- (2) 保健教育において、感染症に関する正しい知識や予防方法などの指導の充実に努め、予防教育の徹底を図る。
- (3) 家庭に対し、生徒の健康状態を的確に把握するよう依頼するとともに、保健だより等をとおして感染症に関する正しい知識や予防方法の周知を図る。
- (4) 地域における感染症の発生や流行状況等を把握する。
- (5) 職員は、自身が発病すると生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診するとともに、有症状時には早期に受診をする。

2 緊急対応のポイント

(1) 感染症と診断された生徒への対応 ※生徒は出席停止扱い

- 感染症と診断された生徒及び保護者への聴取を行う。
 - ①医療機関名
 - ②現在の状況（入院の有無も含む）
 - ③受診するまでの状況（症状がいつからあったか等）
 - ④今後の見通し

(2) 情報収集

- 教職員は欠席連絡及び健康観察などから健康状態を確認し異常を認めたときは、保健主事又は養護教諭に報告する。
- 報告を受けた保健主事及び養護教諭は状況等を把握し、管理職へ報告する。
- 保健主事及び養護教諭は、感染症と診断された生徒の過去の出欠状況や欠席理由の把握に努める。
- 教職員は、他の生徒の中に感染した者がいないか、日頃の健康観察等で健康状態を把握する。
- 教職員は、罹患生徒の交友関係、学校活動等について調査を行う。
- 管理職は、教職員の中に感染した者がいないか、日頃の健康状態を把握する。

(3) 関係機関等への連絡

- 管理職は、生徒が感染症（第1種感染症、第3種感染症、麻しん、風しん、結核）と診断された場合は速やかに教育委員会（体育保健課 095-894-3395）に報告し、対応策等について助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。（教育委員会へ連絡後、感染症情報システムに入力する）
- 管理職は、学校医（0957-62-6300）及び所轄の保健所（0957-62-3287）に連絡し、今後の対応について相談、指示を求める。（保健所は保護者の同意を得て情報共有）

(4) 他の生徒への指導

- 教職員は、当該生徒の人権やプライバシーを考慮して指導を行う。
- 症状のある者には、マスクを着用させ別室での待機後、保護者へ連絡し帰宅させるとともに医療機関受診を求め、早退、出席停止の措置をとる。また、必要に応じて保健所へ連絡する。
- 受診後、症状のない者には、保健指導を行い、保護者への通知を配付する。
- 欠席者には、連絡をし、症状に応じた対応を行う。

(5) 対応の協議・判断

- 管理職は、教育委員会等の助言を受け、臨時休業の必要性の有無を期間、範囲判断する。（学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業、自宅待機指示等）

その他、職員の情報共有、生徒及び教職員の健康観察、保護者等への情報提供や連携など

(6) 保護者への対応

- 管理職は、保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合には、保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を実施する。
- 病状（感染症）等に応じた対応を行うことになるため、他の生徒等や保護者への情報提供については、関係者間でその範囲や内容の必要性を検討する。
- 家庭での健康観察の徹底を依頼し、感染症が疑われる場合は、速やかに医療機関や保健所に相談及び受診をし、学校への連絡を依頼する。

(7) 保健所との連携

- 管理職は、保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合は、保健所に協力する。
- 管理職は、診断を受けた生徒以外の「健康観察記録」「既往症歴」「健康診断結果」等、教職員については「定期健康診断受診状況」等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。

(8) 報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる
- 感染症と診断された生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

3 予防と蔓延予防対策

- 手洗い、うがい、咳エチケットの徹底。
- 免疫力を高めるため、十分な休養、バランスの良い栄養摂取及び規則正しい生活習慣の指導。
- 教室のこまめな換気等、適切な環境保持。
- 人混みを避ける等不要不急の外出の自粛。
- 学校行事等で大勢が長時間同じ空間にいる場合の換気等の実施

4 関係法令

【法令等】

- 学校保健安全法第18条（保健所等との連携）、第19条（出席停止）、第20条（臨時休業）
- 学校保健安全法施行令第5条（保健所と連絡すべき場合）、第6条（出席停止の指示）、第7条（出席停止の報告）
- 学校保健安全法施行規則第18条（感染症の種類）、第19条（出席停止の期間の基準）、第20条（出席停止の報告事項）、第21条（感染症の予防に関する細目）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条（健康診断）

【通知等】

- 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応等について」（令和2年2月19日付け教体第413号）

参考

感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

1 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってはその血清亜型がH5N1であるものに限る
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。

⑬ 学校が避難所となった場合

本事例における重要なポイント

- 島原市の防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておく。
- 「島原市地域防災計画」では指定避難所の開設・運営は原則的に避難者をもって実施するが、状況により、避難所の立ち上がり段階において、教職員への協力を依頼する場合がある。と記載されている。
- 本校の避難所収容人数は1,945人である。
- 体育館がすぐに開放できるように、用具等の整理整頓を日頃から行っておく。
- 授業再開時の混乱防止等のため、教室の避難所としての開放は最後に行う。

〈教職員の協力体制の整備〉 災害状況等 避難所としての機能 協力内容として考えられる例

救命避難期（直後～） ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等

事故等発生 地域住民等の学校への避難

- 施設設備の安全点検
- 解放区域の明示
- 駐車場を含む誘導 等

生命確保期（数分後～） 消防・警察・自衛隊等の救助開始・避難所の開設・避難所の管理・運営

- 名簿作成
- 関係機関への情報伝達と収集
- 水や食糧等の確保
- 備蓄品の管理と仕分け、配付等
- 衛生環境整備

生活確保期（数分後～） 応急危険度判定士による安全点検 自治組織の立ち上がりと確立

- 自治組織への協力
- ボランティア等との調整
- 要援護者への協力 等

学校機能再開期（数週間後～）

- 仮設住宅等への入居等 避難所機能と学校機能の同居 避難所機能の解消と学校機能の正常化
- 学校機能再開のための準備

日常生活の回復

※避難所となった学校においては、教育活動の停止期間が1週間を超えないよう努力する。

〈教職員が避難所支援にあたる場合の基本〉

- 避難所支援にあたる教職員を固定せず3人以上のチームを複数編成する。
 - ・教職員の健康等に配慮して、避難所支援する教職員を固定しない。
 - 突発的な対応を備え、3名以上のチームとする。
- 避難所運営上の特記事項や避難者で決めたルールなどの決定事項を引き継ぐ。
 - ・チーム内で記録係を決め、必ず記録を引き継ぐ。
 - ・休憩は時間を決め、チームの交代も計画的に行う。
- 自主防災組織による運営ができるよう側面から支援する。
 - ・自治会等の自主防災組織による運営ができるよう、組織確立に向けた支援を行う。

V 保護者会

重大な事件・事故の発生に伴い、教育委員会等との連携により必要と判断された場合は、緊急の保護者会を開催する。

保護者会の主な内容例は次のようになる。

- (1) 事件・事故についての正確な事実や対応の概要を説明する。
このことは、噂の流布等による混乱を避けることにもつながる。
- (2) 学校としての対応方針を説明し、保護者や地域の人々の協力を求める。
- (3) 学校の対応方針等に対する保護者の要望や考えを聞く。

管理職対応

重大な事件・事故の発生に伴い、教育委員会等との連携により必要と判断された場合は、緊急の保護者会を開催する。

保護者会開催の判断基準

事件・事故が、不安感や不信感の高まりあるいは問題の連鎖的発生など、他の生徒あるいは保護者に与える影響が大きいと考えられる場合。

保護者会実施上の留意点

- (1) 説明内容については、事実と確認した情報とそうでない情報を整理し、生徒の人権やプライバシーに配慮する。
また、内容については教育委員会やPTA役員と事前に協議する。
なお、必要な場合は、教育委員会に職員の同席等を依頼する。
- (2) 保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応方針等については、教職員に説明し共通理解を図っておく。
- (3) 事件・事故の内容によっては、保護者から様々な要望や厳しい意見が出されることも考えられるので、可能な限り想定しておき、誠意をもって対応する。
- (4) 報道機関に対する保護者会の開催のお知らせ及び公開の可否については、教育委員会と連携の上決定する。

VI 取材・会見

生徒の自殺、重大な事件、職員の不祥事等の問題があり、報道の取材要請や来校があったり、教育委員会の指示等により学校において記者会見を行うこととなった場合は、次のことに留意する。

- (1) 電話や来校による取材要請があった場合の対応は、校長又は教頭が窓口となり一本化を図る。
- (2) 情報の提供等が警察を介していれば、職員を警察署へ派遣する等により、経緯や状況等の事実確認を行う。
- (3) 事実確認後、生徒が関係している場合は保護者へ連絡する。
- (4) 警察から聴取した内容などの事実、報道機関への対応も含めた今後の学校としての対応を全職員で共有する。

【管理職対応】

生徒の自殺、重大な事件、職員の不祥事等の問題があり、報道の取材要請や来校があったり、教育委員会の指示等により学校において記者会見を行うこととなった場合は、次のことに留意する。

会見前の事実の確認と情報の共有

- (1) 情報の提供等が警察を介していれば、職員を警察署へ派遣する等により、経緯や状況等の事実確認を行う。
- (2) 事実確認後、生徒が関係している場合は保護者へ連絡する。
- (3) 校長（教頭、事務長）は、教育委員会に第一報を入れる。
必要に応じて教育委員会に職員の派遣を要請する。
- (4) 校長（教頭、事務長）は、警察から聴取した内容などの事実を全職員に知らせ、学校としての対応を説明、指示する。
- (5) 校長（教頭、事務長）は、PTA役員や必要に応じて地域の関係団体等へ状況を連絡し、連携を図る。

報道機関に対する基本姿勢

- (1) 事件・事故等の時事は基本的に公開していく姿勢で対応する。
事実を隠蔽しているのではないかという誤解が生じないように配慮する。
プライバシー保護等の観点から公開できない内容については、その旨を説明し理解を求める。
- (2) 事件・事故の概要だけでなく、学校の対応や今後の方針・予定等についても説明する。
- (3) 情報提供については、どの報道機関に対しても公平に対応する。

報道機関への対応の要領

- (1) 電話や来校による取材要請があった場合の対応は、校長又は教頭が窓口となり一本化を図る。
その際、のちに連絡が必要となることもあるので、必ず社名・記者名・電話番号等を記録しておく。
- (2) 取材記者の来校がある場合は、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、
 - ① 校内の立ち入りに関すること
 - ② 生徒や職員への取材に関することについての依頼を文書により行う。記者会見を行う場合は、
 - ③ 記者会見の場所及び時間についても知らせる。
- (3) 記者会見を行う場合は、受付簿等により社名・記者名・連絡先を記録する。

- (4) 電話や来校による取材、記者会見に対しては、可能な限り質問を予想し回答を準備する。
また、記者会見については、口頭での発表は憶測の入った記事や状況のミスリードにもつながるので、事実を簡潔に記載した報道発表用資料を準備した方がよい。
その際、事実関係が正確か、憶測の部分はないか、人権やプライバシーへの配慮はできているか等に配慮する。
予想質問及び回答、報道発表用資料については、予め教育委員会と打ち合わせておく。

一般的な記者会見時の注意事項

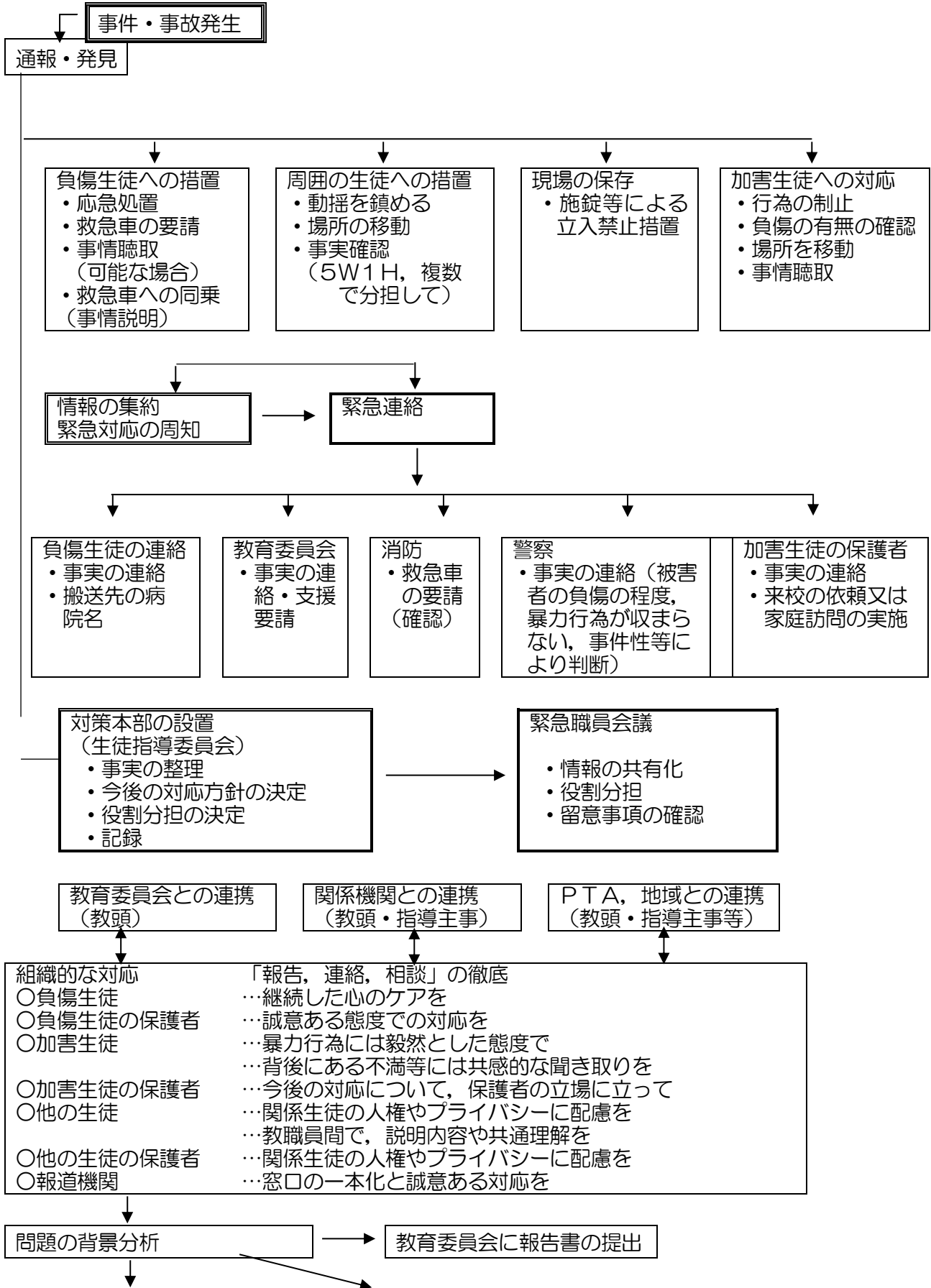
- ① 発表内容の整理・準備
- ② 事実に基づき正確に（憶測は避ける）
- ③ 簡潔・明確に（結論を先に述べる）
- ④ わかりやすい言葉遣いに心がける
- ⑤ 誠実さ、信頼性を訴える
- ⑥ 情報開示のスタンスを保つ（わからないことは、確認の上回答する）
- ⑦ 釈明・弁解はしない
- ⑧ 一つ一つの態度に留意する（悪い印象はいつまでも続く）
- ⑨ 真摯かつ率直な回答を心がける（わからない時は正直にそう答える）
- ⑩ 「オフレコ」では通用しない
- ⑪ 相手（県民・マスコミ等）本位に立ち彼らの目線で話す
- ⑫ 伝える言葉はしっかりと自分のものとし、生きた「自分のことば」で語る
- ⑬ 「ノーコメント」と言うてはいけない
- ⑭ 記者は常に「見出し」を考えて取材をしていることを忘れないこと
- ⑮ 見通しは自信を持って語ること

緊急時におけるマスコミの関心事

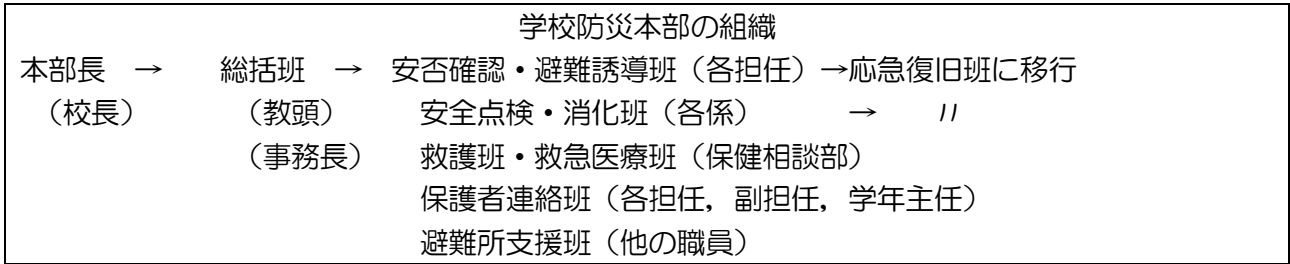
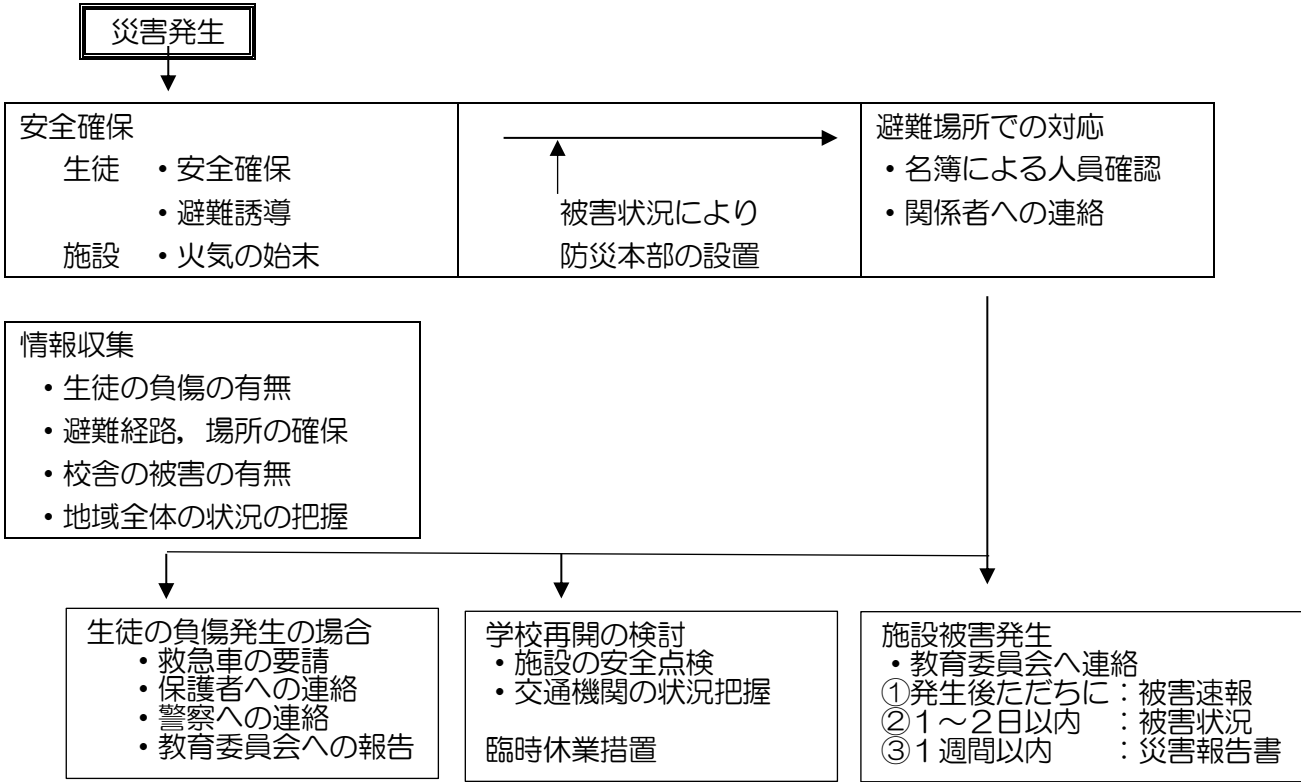
- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 何が起こったのか | [事実経緯と現状] |
| ② 何故、起こったのか | [原因] |
| ③ 誰が起こしたのか | [関係者] |
| ④ これからどうするのか | [対応策・再発防止策] |
| ⑤ この事態をどのように捉えているのか | [コメント] |
| ⑥ 責任はどこに（誰に）あるのか | [責任] |

VII 参考

○事件・事故発生時の緊急対応マニュアル



○災害発生時の緊急対応マニュアル



○ 危機管理の目的・プロセス

1 危機管理の目的

学校における危機管理の目的は次の3点である。

- 1) 生徒と教職員の生命を守ること
- 2) 生徒と教職員の信頼関係を維持し, 日常の組織・運営を守ること
- 3) 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること。

2 危機管理のプロセス

危機管理には次のプロセスがある。

- 1) 危機の予知・予測
- 2) 未然防止に向けた取組
- 3) 危機発生時の対応
- 4) 対応の評価と再発防止に向けた取組



重大な被害が起きたらすぐに警察110、消防119に連絡を！